

平成30年第3回砂川市議会定例会  
予算審査特別委員会

平成30年9月12日（水曜日）第2号

開会宣告

開議宣告

議案第 5号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計補正予算

議案第 4号 平成30年度砂川市介護保険特別会計補正予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長 多比良 和 伸 君  
委員 増 井 浩 一 君  
中 道 博 武 君  
武 田 圭 介 君  
辻 勲 君  
沢 田 広 志 君

副委員長 佐々木 政 幸 君  
委員 増 山 裕 司 君  
武 田 真 君  
水 島 美喜子 君  
北 谷 文 夫 君  
小 黒 弘 君  
(議長 飯 澤 明 彦)

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長 善 岡 雅 文  
砂 川 市 監 査 委 員 栗 井 久 司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副 市 長 角 丸 誠 一

総務部 長者	熊崎一弘
兼會計管理 監	近藤恭史
総務部 審議 長	東原正雄 人
市長公室 課 長	安井 上 二
政策調整 課 長	井 島 山 守
庁舎建設推進 課 長	徳 永 秀 樹
庁舎建設推進課副審議 監	大 西 敏 宏
會計 課 長	大 峯 俊 光
市民部 長	佐 藤 和 興
市民生活 課 長	堀 田 哲 朗
税務 課 長	中 村 一 茂
保健福祉部 長	齊 藤 隆 久
兼子ども通園センター所 長	吉 川 美 幸
介護福祉課 長	松 原 明 美
兼ふれあいセンター所 長	福 士 勇 美
ふれあいセンター副審議 監	為 国 修 一
経済部 長	岩 淵 真 里 子
商工労働観光 課 長	小 林 哲 也
商工労働観光課副審議 監	湯 浅 克 己
農政 課 長	荒 木 政 宏
建設部 長	金 泉 敏 博
兼土木課副審議 監	金 丸 秀 樹
建築住宅 課 長	洪 谷 正 人
建築住宅課副審議 監	朝 日 正 紀 博
病院事務局 長	山 田 基
兼院事務局審議 監	為 国 泰 朗
兼院医事課 長	大 内 文 雄
管理 課 長	洪 谷 和 彦
管理課技術 長	山 川 弘
経営企画 課 長	森 田 康 晴
地域医療連携 課 長	
研修管理室副審議 監	

- |              |     |
|--------------|-----|
| 附属看護専門学校副審議監 | 細川仁 |
|--------------|-----|
3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者
- |                     |       |
|---------------------|-------|
| 教 育 長               | 高橋豊   |
| 教 育 次 長             | 河原希之  |
| 学 務 課 長             | 安田貢   |
| 学 務 課 指 導 主 事       | 松田安弘  |
| 社 会 教 育 課 長         |       |
| 兼 公 民 館 長           | 今崎大三  |
| 兼 函 書 館 長           |       |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長     | 佐々木純人 |
| 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 | 橋加奈子  |
4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者
- |             |     |
|-------------|-----|
| 監 査 事 務 局 長 | 山形讓 |
|-------------|-----|
5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者
- |              |      |
|--------------|------|
| 選挙管理委員会事務局長  | 熊崎一弘 |
| 選挙管理委員会事務局次長 | 東正人  |
6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者
- |                     |      |
|---------------------|------|
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長   | 福士勇治 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 | 小林哲也 |
7. 本議会の事務に従事する者
- |           |      |
|-----------|------|
| 事 務 局 長   | 和泉肇  |
| 事 務 局 次 長 | 川端幸人 |
| 事 務 局 主 幹 | 山崎敏彦 |
| 事 務 局 係 長 | 渡部秀樹 |

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○委員長 多比良和伸君 おはようございます。暑い方は上着をお脱ぎください。ただいまから本日の委員会を開きます。

ここでお諮りします。本日の委員会に一般傍聴の方から委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定しました。  
暫時休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時00分

○委員長 多比良和伸君 休憩中の委員会を再開します。

◎開議宣告

○委員長 多比良和伸君 直ちに議事に入ります。

○委員長 多比良和伸君 前日に引き続いて、議案第6号 砂川市墓地条例の一部を改正する条例の制定についての審査を続けます。

討論に入ります。討論ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 議案第6号について附帯決議を提案いたします。

○委員長 多比良和伸君 ただいま附帯決議案を提出する旨の発言がありましたので、暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○委員長 多比良和伸君 休憩中の委員会を再開します。

附帯決議案について提出者の趣旨説明を求めます。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 議案第6号の原案に賛成し、附帯決議案について提案いたします。

裏面をお開きください。議案第6号 砂川市墓地条例の一部を改正する条例に対する附帯決議。

条例施行後の運用に当たっては、本会議における審議、委員会における審査の過程において明らかとなった内容を踏まえ、市民の利便性が損なわれないように執行機関は下記の事項に留意すること。

記、1、本会議における審議、委員会における審査で明らかとなった解釈上疑義の生じ

る点の解消に努め、使用者の利便性を損なわないように努めること。

2、使用者のニーズを的確に把握した運用ができるように努めること。

3、公平性の観点から、手続を明確にするように努めること。

4、条例施行後の運用に当たっては、使用者に対して丁寧な説明を心がけること。

以上、決議する。

平成30年9月12日、砂川市議会。

以上であります。委員各位の賛同を求めまして、決議案の提出を終わります。

○委員長 多比良和伸君 以上で趣旨説明を終わります。

他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、附帯決議案を採決します。

ただいま可決されました本案に附帯決議を付すことにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議案第6号に附帯決議を付すことに可決されました。

続いて、議案第7号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、議案第7号の質疑なのですけれども、今回の改正というのは認知症とか、そういった社会的にいわゆる障害を持っている方の収入とかの要件についての規定の整備だということだったので、当然これはもともになる公営住宅法があって、そういったようなものとあわせて連動して条例改正というのは行われていると思うのですけれども、まず最初に確認としてそれはそういった理解でよろしいかどうかということなのですけれども、いかがですか。

○委員長 多比良和伸君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 今委員がご質問なされました内容で、公営住宅法に基づいた改正ではありますけれども、砂川市に必要とされる部分、住宅の入居者の収入申告に係る確認の緩和ということで、その部分について砂川市では今回一部改正をさせていただいたところであります。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 国が定めている定め方よりも今回提案されている条例の規則の引用しているところがより正確で厳格になっているのですが、1つ例示があれば教えていただきたいのですけれども、もともとは認知症ですとか障害者の方が例示事項としては法律のほうでは上がっていて、それ以外の者はその他国土交通省令で定めるものと。普通はそういう規定の仕方をするのですけれども、砂川市の改正案を見ると公営住宅法施行規則第8条各号とってより正確に書いているのですが、その他の者といったようなのはどういった方が想定されるものなのかというのがわかれば教えていただきたいなと思います。

○委員長 多比良和伸君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 法に基づくものでありまして、あと規則、そちらのほうに明記されているものが対象になるということでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうなののですけれども、法に明記されている中では介護保険法の第5条の2第1項に規定する認知症である者、それから知的障害者福祉法という知的障害者以外にその他の国土交通省令で定める者といった形で、その他の政令で定める者というのが上げられているのですけれども、それに準ずる方がどういったものかというようなことを伺っているのですけれども。

○委員長 多比良和伸君 暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○委員長 多比良和伸君 休憩中の委員会を再開します。

建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 認知症である者、あと知的障害者、それから精神障害者、その他これに準ずる者で考えております。その他これらのものに準ずる者としては、老人等を考えております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 その対象といった人というのはそんなに広がっていくことはないと思いますし、そういった方々は経済的にも、社会的には弱者の部類に入るので、特に公営住宅法の趣旨に鑑みるとそれは理にかなって、今回の改正も国の法律改正に基づいて入れられるものですからいいと思うのですが、あとはこういった制度が入ったときの周知のあり方、条例が施行されてもなかなか一般の方というのはなじみがないものですから、この周知についてどのように考えているのかというのを伺いたしたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 今回の一部改正になる以前からこのような方たちの収入申告に関しては、福祉部局、それからケアマネ、ご家族ももちろんですけれども、そのような方法で収入を確認するということをしてきておりますので、従前どおりの対応のほかに

窓口で相談、それから電話等のお問い合わせがあればそういうことをお知らせして、このような改正があったということをお知らせしたいと考えています。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 あと、先ほど申しましたけれども、法律ではその他国土交通省令で定めるものというような書き方をしているのですが、今回この改正案の16条5項を見ると公営住宅法施行規則第8条各号とか、あとその下のほうでは公営住宅法施行規則第9条と比べてより正確に書いていると。ただ、一方でちょっと不安なのは、これは法律ではありませんから、国からいろんな情報がおりにてくると思うのですけれども、要は改正が容易にできてしまうと。これをしっかりチェックしておかないと、すぐ条ずれ、項ずれを生じるものですから、ここを正確に書くこと自体はいいのですけれども、その辺の対応というか、これも2年前から指摘させていただいて、市の中でも今全庁的に取り組んでいることから、決してそういうようなことが起こらないようにしてほしいと思うのですけれども、そういった対応というのはしっかりなされていると考えてよろしいですか。

○委員長 多比良和伸君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 先ほどご指摘のありました公営住宅法施行規則の8条のことなのですが、介護保険、それから関連法令の書き込みはここには我々のほうではないのですけれども、事公営住宅に関しましては一部改正、それから関係法令の修正がある場合、国から道を通して早い段階で情報提供がありますので、そちらについて注意しながら対応していきたいと考えております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 中身的には余り膨らみのあるものではないのですけれども、法形式的な話なのですけれども、今回16条の1項が改正の対象になっていないのです。16条の5項で、この項が丸々1つふえるのですけれども、この中の2行目のところに第32条第1項の規定による報告の請求に応ずることとなっています。これが今回の改正案には上がっておりませんが、砂川市営住宅管理条例の第16条第1項では、第32条第1項の規定による請求になっていると。同じ条の中でそのずれがあったらまずいのではないかと。というのも昨年の4月26日の官報の号外91号に公営住宅法の一部を改正する法が載せられていまして、その中ではもとである公営住宅法の16条1項が報告という文言を入れていると。その報告という文言を入れた中で今回うちが改正で5項として加えている内容を入れて、1項と5項が整合性がとれるようになっているのです。ですので、そのところは大きな違いはないのでしょうかけれども、ただ32条の1項というのは3つの請求の内容があるものですから、報告のところは統一しないと同じ条の中でばらばらというのはまずいと思うので、この辺は今回こういう経緯になっているのですけれども、何か市の独自の考えがあるのか、ないのであればどこかで手直しをしたほうがいいのかと思うので、その辺の考えを伺いたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 今武田委員にご指摘いただきました報告ということも含めまして、認定した、それから調査による収入の把握、それらも含めて、今回認定したというところも含めて、今の報告の部分もそうでございますけれども、実際に収入申告ができないことで、官公署の書類などを確認することで最終的には収入を確認し、それを認めた上でいくということで考えておりますので、そちらのほうも含めて今おっしゃったように明文化をきちんとしたほうが良いという指摘がございましたので、これについては今後検討することについて考えていきたいと思っております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 明文化の検討というよりも、枠法であるもと法がきちんと昨年改正をしていて、なぜそこで報告を後ろにつけ加えたかという、まさに5項に相当する部分を入れる。つまり1項と5項の整合性を図るためにあえて昔の古い1項の中に第32条第1項の規定による報告の請求という報告を入れたわけです。今ほど答弁があったように、32条の中には3つの請求のものがあって、後ろの語尾を考えるとここは報告を入れないと5項との整合性だけでなく話の筋が通らなくなってくるので、この辺は内容的に大きな差異が出るものではありませんけれども、ただ同じ条の中で項によってそれが違うというのはやっぱり好ましくないというのはもう先ほども言いましたけれども、ずっと言ってきたことなので、そこはできるだけ早く是正をしていただきたいなと思っておりますけれども、いかがですか。

○委員長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 今委員からご指摘ございました。若干改正がされていないという部分はございます。文言の修正につきましては、今後そのような形で的確に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 それが1点ともう一点だけあるのですが、今回先ほど国土交通省令といった法律の定め方とは違って、より砂川市の場合定義規定をしっかりと置いて公営住宅法施行規則何条と書いているのですけれども、下のほうの公営住宅法施行規則9条に規定するという方法で書いておきながら、前に書類の閲覧請求及びというのが入ってしまっているのですけれども、これは上の8条の規定の仕方と整合性がとれていないのかなと。つまり上のほうの規則の8条のほうは、もともとの改正法で例示事項として介護保険法の話と知的障害者福祉法、その他の国土交通省令で定めるものということで、それでその他のですから、法令用語ですから、のが入ると意味合いがその他と変わるということで、こういうまとめ方でいいのですが、であるならば同じ項の後ろも同条の規定による書類の閲覧の請求その他の国土交通省令の定める方法ですから、本来であればこの前の書類の閲覧の請求及びというのとはなくても公営住宅法施行規則9条という中に包含されてしまうのですけれ



ども、この辺というのは二重に規定する意味合いというのは砂川市としては何かあるのでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 この部分でございませけれども、国、他市のこの部分の改正を確認いたしまして、その他のというところで、その書き込みがございましたけれども、あえて同条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他、ここは残した上で当市の条例については改正いただいているところであります。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、規則の9条でも同じ書類の閲覧のことをうたっているのですけれども、ここでいう書類の閲覧というのは対象もその書類の閲覧方法とかも全部同じものなので、2つ重ねる意味合いというのがあるのかなと。つまりこれがもともとの枠法どおりに規定していれば、前にこの書類の閲覧の請求の話があってもいいのですけれども、先ほど来申しているようにうちはより具体的に規則の名称を書いて引用条項もかちつとしてしまいましたので、これを入れてしまうと二重に書類の閲覧請求及びまた書類の閲覧請求というのは9条の中に入ってしまったのです。だから、それは余り内容的に大きな意味があるわけではないのですけれども、規定の仕方としてはおかしいので、この辺はよそを参考にするのもいいのですけれども、枠法があるわけですから、上のほうはそのまとめ方でやっているの、下のほうはまたそれとは違う考え方ですとなると同じ項の中でも統一性がないものになってしまうので、そこら辺はきちんと直せるときには直していただきたいと思うのですけれども、それとは別に砂川市としてのオリジナルの考えがあるのであればそのお考えを伺いたいということなのですけれども、いかがですか。

○委員長 多比良和伸君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 規則の9条には、何種類か定める方法というのが出ていますが、今回これを一部改正するに当たり書類の閲覧ということが今まで特にうたわれていなかったということもありまして、この部分はあえて規定による書類の閲覧の請求その他ということで条例に明記したほうがわかりやすいという考えもありまして、その部分は書いてございます。ただ、ご指摘のとおり9条については入居者の雇い主、取引先その他の関係人に報告を求める方法または官公署に必要な書類を閲覧させ、もしくはその内容を記録させることを求める方法とするというように書いてございますので……申しわけありません。現行の私どもの5項の今ご指摘のありました書類の閲覧の請求その他のということで、その他の部分がこちらのほうではございませぬので、そちらについては今後検討させていただきたいと考えております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これは、釈迦に説法になりますけれども、法令用語の場合にAその他BだとAとBになりますし、A、B、その他のCだとCの中にA、Bがあって、A、Bは例

示事項になると。枠法は全部後ろがその他のという形になっていますから、前に出ているものは例示事項になるわけです。上のほうの公営住宅法施行規則第8条と、それから公営住宅法施行規則第9条というのは、枠法の中ではその他の国土交通省令で定めるものと全部一緒なのです。だから、正確にこういうふうを書くということになれば、当然書類の閲覧の請求といったようなものも公営住宅法施行規則の9条の中に含まれる方法になってくるので、8条のところでもまとめているのであれば9条もまとめてこういうふうに書いているわけですね。であれば、その前の書類の閲覧及びといったところの部分が2段重ねになっていて、後ろにも出てくるから、中身のあるところではないですけども、条例のつくりとしては二重規定になってしまうのではないのかということなのですけども、いずれにしてもいろいろとほかの自治体の事例等もあるでしょうし、まだまだこれがあることによって直ちに何らかのふぐあいが発生するわけではないと思いますから、ただ時期を見てきちんと精査をして改正する必要があるれば改正をしていくというようなことをしていただきたいと思いますので、その辺の考えについてお伺いをしたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 今何点かご指摘がございました。そちらにつきましては、再度私どものほうでも見直し等をかけまして、実際的な業務の執行上については影響はないものと考えておりますけれども、言葉の性質上、とり方が違うという部分もございますので、それらについては今後検討させていただきたいと思っております。

○委員長 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 標榜科目が変わるということだったので、以前乳腺外科ができたときには診療報酬に対する影響があるというようなお話があったのですが、今回診療科目の名称が変更されることによってそういったところの影響があるのかどうかと

いった点についてだけお伺いをしたいのですけれども。

○委員長 多比良和伸君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 山田 基君 診療報酬の関係については全然変わらないと。今までどおりだということでございます。標榜名が変わるということだけでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 あとは、物理的なものとか、人間的なものとか、体制の中で何か大きな変化がこの標榜科目を変えることによって生じることがあるのかどうかということなのですけれども、その辺というのはいかがですか。

○委員長 多比良和伸君 管理課長。

○管理課長 為国泰朗君 診療体制の件でございますが、今現在神経内科の医師につきましては常勤医師4名で診療を行っておりますが、診療体制の変更はございません。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、最後の確認ですけれども、単純に名称が変わったということなのですけれども、名称を変えなければいけないものだったのかどうかということなのですけれども、その辺というのを最後ちょっとお伺いをして、質疑を終えたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 管理課長。

○管理課長 為国泰朗君 現行の神経内科につきましては、心療内科や精神科ということで間違えられやすいということと当院の准教育施設になっております日本神経学会の意向によっても変更されるものでございます。

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

18ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

増山裕司委員。

○増山裕司委員 おはようございます。ふるさと応援寄附金に関する経費について伺います。

これは、提案のときに8社と言いましたか、それに対する謝礼金だとか、通信費と伺いましたけれども、もう少し具体的にご説明いただきたいのですが。

○委員長 多比良和伸君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 今回補正いたしましたのは、委員さんがおっしゃいましたとおり今ふるさと応援寄附金につきましてはインターネットでの受け付けをしているものから、本年4月より新たに8社と契約して寄附採納者のさらなる利便性の向上を図ってきたというところがございます。ここでことしの4月から8月までの状況を申しますと、寄附の件数は1,522件で、寄附額が6,079万4,000円となっております。これにつきましては、今年の同時期と比べまして件数が2倍にふえておりますし、寄附額も1,200万円ほど多くなっております。ここで今回8社と契約したということですが、これにつきましては手数料で1,217万2,000円補正しておりますが、これはインターネットの登録の手数料ということになります。従来までは1社のみで、寄附金の申し込みの受け付けをしておりましたが、これにつきましては大体4,000円程度の月額料金と寄附金額に対して1%をその登録サイトにお支払いをしております。今回契約しました8社は、寄附金額の10%を手数料として支払うものですから、今回補正したものであります。

○委員長 多比良和伸君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 まず、8社はインターネットの業者なのですか、それともふるさと応援寄附金を取り扱っている会社が8社という意味なのでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 これは、今ほど申しましたとおりインターネット上の登録サイトでございますが、具体的にこの8社を言いますと、ANA、さとふる、ふるさとプレミアム、ふるなび、ふるまる、楽天、ふるば、ルクサというところになりまして、この登録サイトはここ数年新たにふるさと納税のサイトとして開設したところでございます。このサイトにつきましては、担当のほうでいろいろと調べまして、寄附金の納付額が伸びているところもありましたから、各自治体に聞きますと認知度の高いサイトだとか、インターネットなどでクレジット決済ということになるのですけれども、この登録サイトを利用することによって寄附以外にポイントがたまるというように、寄附者本人に特典があるということをいろいろ聞いて分析しておりますので、このようなサイトを選定してございます。

○委員長 多比良和伸君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 先ほど寄附金の件数が途中経過ですけれども、2倍ほどになったと。それから、寄附額も1,200万ほどふえているというようなご説明だったと思うのですけれども、この主な理由なのですか、概要でよろしいのですけれども、お聞かせいただきたいのですが。

○委員長 多比良和伸君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 今回金額が伸びた理由というのは、やはり登録サイト8社にしたということがまず1つ大きいと思います。この8社でもそれぞれサイトを開くとピックアップ市町村ということで、例えば砂川市にはこれはいいですよとかということで、そこでもまたPRしていただいていることと、傾向としましては従来まではやはり革製品というのが大半を占めていたのですけれども、今年度におきましてはお米のほう物が物すごく伸びております。大体これが今の全体の約4割強までいっております。ここでちょっと分析しますと、やはり今寄附する方の傾向が日常の消費するものというものにシフトしているのではないかなというように考えています。

○委員長 多比良和伸君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 原課のほうでも知恵を出しながら頑張っている感じが感じられました。

次に、きのうからきょうにかけてマスコミ等でも取り上げられていましたけれども、ふるさと応援寄附金に対する返礼が全国的に加熱しているのも、総務省で3割以下にすると。それからまた、地産、地元でとれるものに限るといようなニュースが流れていましたけれども、この辺について原課で把握していることについて、ほかにもあるのか、その内容についてどの程度把握しているのかお聞かせ願いたいのですけれども。

○委員長 多比良和伸君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 まず、ちょっと他市町村の状況というのはなかなか見えにくい状況でございます。砂川市の状況を話させていただきますと、去年の4月に総務省から返礼品の割合を3割以下にするようにということで通知が来まして、従来はそれまで砂川市は5割だったのですけれども、その年の去年の7月に全ての返礼品について3割以下にしてございます。また、地元産かどうかということなのですけれども、もともとこれは砂川市の地元の産業の振興ということもございしますので、商品につきましても全て砂川市のものになってございます。

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。20ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費。

増山裕司委員。

○増山裕司委員 きのうの本会議場でのやりとりで大体のことはわかってきました。地域福祉の担い手であるので、必要に応じて適切な補助を行っていきたいというような趣旨だったのかなと。ボイラーについては2基でしたか。あと、配管類の関係というようなお話で、内容についてはわかってきたのですが、それできのうの中で経営に関する状況について今後の見通しについてもお話があったのですけれども、砂川福祉会との経営に関して、市としてどのように関係を持とうとしているのか、この辺についていま一度ご説明願いたいのですが。

○委員長 多比良和伸君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 昨日の総括質疑のほうでも部長のほうからご答弁させていただいておりましたけれども、まず私ども社会福祉法人の所管庁というところで福祉会さんも含めて社会福祉法人の指導監査等をさせていただいているところでございます。この中で今回補助をさせていただく福祉会さんにつきましては、これまでもそうでしたし、地域密着型の特養を建設するときにもいろいろ協議をさせていただいておりましたけれども、経営状態につきましてはきのうも申し上げましたとおりおおむね円滑に進んでいると理解しておりますし、今後につきましても今地域密着がこの4月に開設をされました。事業状態も今後変わってくると考えておりますけれども、やはりこの福祉会さんにつきましては市内唯一の特養、それから老健というものを運営していただいている事業者でございますので、そこにつきましては今後につきましても運営状況につきましては逐一協議をしながら、円滑な運営が図られるというところを視点に今後も協議をしながら必要に応じて助成をしてまいりたいという考えでございます。

○委員長 多比良和伸君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 考え方はわかりました。

あと、きのうの答弁の中でもモチベーションを下げないように、自助努力の芽を摘まないように関係を持っていきたいのだということだったのですけれども、その辺について一般的には会計の関係だとか、経営方針だとか、いろいろあると思うのですけれども、今現在お考えになっている考え方というのは、例えば基準だとか、先ほど適切に補助を行っていきいたいと言ったのですけれども、野放図にやっていくわけではないよとは聞こえたのですけれども、それに対する基本的な考え方というのはあるのでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 私どもの基本的な考え方といたしましては、やはりもちろん社会福祉法人といえども一民間の事業所でございます。その部分につきましては、運営につきましては法人さんの中で何とか自助努力という中で運営していただくというのはこれは基本でございますけれども、先ほど言いましたいろんな社会的な事業を実施いただいているという部分もございますので、そこにつきましては今後もちろん基本は自助努力というところでございますけれども、やはり円滑な運営、利用者さんに対する影響を及ぼさないというところでは今後も引き続き協議は必要になってくるかと考えているところでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田真委員。

○武田 真委員 私も社会福祉費、運営補助金について若干お伺いしたいのですけれども、内容等については先ほどもお話があって大体把握したのですけれども、これまでの経過、この補助事業を支出するに当たって事業者さんとの相談等があって、最終的に交付決定ということになったと思うのですけれども、その時系列的な流れといいますか、経過についてももう少し詳しくご説明をお願いします。

○委員長 多比良和伸君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 今回補助の対象となりましたボイラーの改修というところでございますけれども、こちらにつきましてはこれまで福祉会さんのほうからご相談等を受けていた経過がございます。まず最初に、平成28年に1度、今2基運用しておりますけれども、そのうち1基にちょっとふぐあいが生じたということで、これにつきましては福祉会さんのほうで独自で対応していただいた。また、翌年の冬にももう一度別のボイラーがちょっと故障したということで、こちらについても対処的には福祉会さんのほうでしたというところがございますが、やはり経年劣化という部分では故障に対しての改修というところではなかなかもう難しいという状況の中で、福祉会さんのほうでこのボイラーの2基の交換、改修、こちらをしたいというところで、まずは自己資金、自分たちだけで改修工事を進めているというところでお聞きをしていたところがございます。その後中身を精査した中で、やはりもう少し事業費がかさんできたというところと、先日もご答弁させていただきましたが、4月開設の地域密着に対する資金の運用、そちらが重なったというところで、この春でしたでしょうか、ご相談を受けた経過から、市のほうでの協議をさせていただきまして、今回の3,000万円の補助というところの結論を出したところがございます。

○委員長 多比良和伸君 武田真委員。

○武田 真委員 細かいところで確認したいのですが、こちらの施設であるボイラーというのはこの2基のみということでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 福祉会さんからは、2基ということで確認をさせていただいております。

○委員長 多比良和伸君 武田真委員。

○武田 真委員 かなり大きなボイラーだと思うのですが、耐用年数等を調べると恐らく15年というものかなと思うので、もちろん法定耐用年数が切れたからすぐ壊れるというものではないということだとは思いますが、基本的に民間企業さんであればそうした建物の附帯設備等の故障、法定耐用年数を鑑みながら基金というような形で積み立てて次の改修に備えていくのかなと思いますし、また法定耐用年数を過ぎてからは恐らく故障等が頻発。実際に故障等頻発したような経過であったかと思うのですが、そうしますとかなり早い段階からそうした将来的な補修の計画を鑑みながらそれに備えて準備していくという形になっていくのかなと私は思うのですが、それはややちょっと15年を過ぎて19年目で壊れたということだと思うのですが、かなりこのボイラーを引っ張ってきたのかなと思うのですが、その辺の経過といいますか、それは逐次の修繕で済むような見通しでやってきたのかというのか、本格的な更新はいつごろを見据えながらこの施設の運用をされてきたのか、その辺の事情等を把握されている部分というのは何か

ございますか。

○委員長 多比良和伸君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 先ほどもちょっと経過をご説明させていただきましたが、福祉会さんとしては故障、ふぐあいが生じたときに補修をかけて、ここにきてやはり2基、1度に2年連続で故障したということから、最終的に改修が必要だという判断をされたと聞いておりまして、私どもとしてはその辺計画的なところで改修するというようなところまでの情報はいただいております。

○委員長 多比良和伸君 武田真委員。

○武田 真委員 といいますのは、恐らく築19年ですか。ボイラー以外にもほかの附帯設備等これから、もう既に法定耐用年数が過ぎた機器が大量にあると思うのですけれども、そうしますとこうした形で補助金申請という形で何か故障すればその都度申請していくのかということになるのかということなのです。要は計画的に何らかの形があれば、例えば当初予算に向けて市と協議していくとか、そうした形で進めていくのかなと思うのですけれども、今後仮の話ですけれども、他の附帯設備、大きなものが壊れたとしたら、そのたびに随時市として相談しながら、補正予算を組みながら改修等をしていくという考えで、この施設の維持運営について市が関与していくということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 今回3,000万の助成をさせていただく事業の際に、今はボイラー本体の交換、それから1階、地下部分の配管の改修ということで今回は実施しているということでございますけれども、やはり残り館内、居室の部分等まだ配管等もちろん残っているわけでございます。こちらについては、今回の工事の中でサンプリング調査をしていただいていると聞いておりまして、この中で劣化状況等が出てくるだろうと。それによりまして、福祉会さんとすればこの配管だけではございませんけれども、外壁、屋上の屋根等もちろんいろんな設備がございます。そちらについては、今後福祉会さんとして長期的な計画を恐らく考えていかれるだろうというところがございますので、その都度になりましようか、ご相談をいただいたときにはもちろんそのときの運営状況等も鑑みながらご相談させていただく、協議させていただくという場面は出てくるかと考えております。

○委員長 多比良和伸君 武田真委員。

○武田 真委員 いろいろな考え方があると思うのですけれども、故障をしたら随時直していくという考えもあると思うのですけれども、入居者がいらっしゃるわけですから、機器が壊れたから直すのだということであれば入っている方にも非常にご迷惑をおかけすることにもなりますから、やはりこれについては今はボイラーですけれども、恐らく電気系統についてももう寿命が来ているものが多々あると私は思っているのですけれども、もし事前に劣化等が確認できた場合、もう少し中長期的な視点に立ちながら改修計画等を考え



ながら、入っている方にご迷惑がかからないような形での運用というのは、これは非常に重要なことだと思うのですけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 今委員さんからご指摘がございましたとおり、もちろん入居者さん、利用者さんがいる施設でございます。今回の配管につきまして、残りの部分につきましてはやはりある程度年数が経過しておりますので、恐らくいつかの段階では改修が必要になろうかとももちろん福祉会さんのほうも理解していらっしゃるところでございます。ただ、今ほど言ったとおり居室に入居されている方にかなり影響があるということで、そちらについてはやはり大規模な一斉の改修は難しいだろうという判断はされていると聞いているところでございます。いずれにしても、福祉会さんのほうの中長期の計画ももちろん必要かと思いますので、その辺も含めてお話し合いをさせていただきながら進めていきたいと。何かあれば協議をしていきたいと考えているところでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田真委員。

○武田 真委員 最後に1点確認したいと思うのですけれども、今回ボイラー交換ということでかなり大規模な改修だったのですけれども、いろいろ調べていきますとボイラー交換等の補助事業をするに当たって、例えば国や他の機関の補助事業の可能性というのはあったのかなと私は思うのですけれども、その辺の検討の経過というのは何かございますでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 委員さんの指摘どおり、もちろん私どももそういう制度があればということで確認をさせていただきましたが、やはり補助制度に乗る場合には今の機能を向上させなければいけないというようなところがちょっと縛りとしてございまして、今回は機能は変わらずの改修ということでございましたので、残念ながら該当するような事業等はなかったというところで、一応事前には確認をさせていただいているところでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田真委員。

○武田 真委員 機能についてはいろいろな考え方が、私も補助事業をやっていたので、わかるのですけれども、例えば省エネについては著しく省エネ効果があるとか、CO<sub>2</sub>が削減するとか、そのような観点の補助事業もあるところなのですけれども、それは厚労省以外の部分なのですが、それについて例えば経産省関係のそうしたエネルギー関係の補助事業等についても検討されたということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 委員さんがおっしゃられましたとおり、その他の部分も含めた中で検証をさせていただいて、該当するものがなかったというところで対応させていただいたところでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 私も福祉会運営補助金についてお伺いをしたいのですが、昨日の総括質疑、それから今のお二人の委員のやりとりもあって、聞きたいことで重複しているところは避けるのですが、今回たしか本会議の提案説明の中では総額6,000万ぐらいの中のうちの3,000万を市から補助を出すということだったのですが、砂川市の持っている条例に基づいて出すと。この条例が非常に抽象的で、第2条の中で予算の範囲内において出すということなのではあるのですが、通常補助とか助成といったようなものというのは割合比率みたいなものが書かれているので、今回これは50%補助になると思うのですが、6,000万円からして3,000万円になると。そこら辺の補助の出し方というのは、本会議でも小黒議員も触れられていましたけれども、我々議員は税金を公平に使うということを審査するわけですから、福祉会さんの役割も知っているし、砂川市にない困る施設であるというのは十分わかるのですが、その支出の基準の明確性といったようなものは通常どう判断するのか、その都度、その都度状況に応じて判断するとなると、客観的にわかる指標がないとちょっとまずいと思うのですが、その辺は内部で何かそういったようなものがあるのかどうかということなのではあるのですが。

○委員長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 条例に基づいて今般補助したということでございます。条例をごらんいただければかなり抽象的な、委員さんがおっしゃるとおり基準がはっきりと明確に示されている条例ではございません。こういった部分につきましては、やはり今後はどういったことができるか、どういった基準を設けるべきかというのは議論をしていくべきだとは思いますが。ただ、今般につきましては、福祉会さんと協議の上、自主的に自己財源として調達できる範囲をお伺いしながら、また今後の円滑な運営、利用者さんに不都合のないような形をとることが最重要であったということで、この金額になったわけでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今ほどの答弁を聞いて安心したのですが、予算にも限りがあるわけですし、何度も答弁に出ているように幾ら地元で非常に貢献されている団体さんとはいえ、ほかの団体もあるわけですから、ほかの商業団体もありますし、農業団体もあって、原資が税金である以上はその基準といったようなものは今後明確にしていく必要があるだろうなと思います。

先ほどの増山委員とのやりとりだったと思うのですが、今後も福祉会さんと話をしながら、必要な補助があれば援助できるところは援助するというような答弁があったと思うのですが。もしその答弁が違ったらちょっと私の誤解かもしれないのですが、私はそういうニュアンスで受け取ったものから、そうなったときに今設備的な補助なのではあるけれども、当然いろいろと福祉会さんとも相談を受けたり、情報交換、情報共有をしている

中で課題とか問題点を聞いたときに、こういうハード面だけではなくてソフト面のことも聞くような可能性がある。ソフトを整備するにしてもやっぱり金銭的なものが必要になってくるのですけれども、この条例を見ると必ずしもハード整備だけに限定されているような条例にはなっていないので、そういったところにも将来的に派生していくような可能性があったら嫌だなと思うのですけれども、ちょっと先ほどの答弁との関連のようになってしまうのですけれども、その辺というのはいかがですか。

○委員長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 条例上では、やはりその部分についてハード、ソフトに限定するような作りにはなってございません。ということは、ソフトであっても必要に応じて出す場合があるのかということだと思います。福祉会さんにつきましては、他の社会福祉法人も同様ですけれども、定期的に運営の状況については確認をさせていただいております。その中で今般のボイラーの補修工事に対する支援ということでございます。その他のソフトに対するご相談、金額的には発生していませんが、運営の状況を改善するためにはどうしたらよろしいのかとか、そういったご相談も受けながら、必要な助言といえますか、ご相談をさせていただいているということでございます。そういった部分での支援はあろうかと思えますし、またこれはちょっとどういう状況になるかわかりませんが、今はハードだけということではありますけれども、ソフトの部分についての支援が必要なのか、必要でないのかということにつきましては今後福祉会さんとも協議しながら取り進めてまいりたいと考えております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 余りこの話に入っていくと予算から離れていくので、それはまた別の機会にするのですけれども、ただ今回の補助のあり方が一つのハード整備という例であって、ほかにも相手が困っていてどうしても市が援助しなければならないときには使える制度なのだなということは理解しました。

今回ボイラーの2基の改修を行うということなのですが、当然先ほど武田真委員とのやりとりの中でも、利用者が一番不便になっては困るわけであって、利用者のことを考えるとこの予算が通って工事がどう進んでいくのか。つまり間もなく冬になりますので、我々健常な方と違ってやっぱりお年寄りとかでインフルエンザとか、そういったようなものに感染すると大変なことにもなりますので、そういうリスクがあるというような期間に入っていくし、ボイラーはボイラーで早く直さないといけないと思うのです。その辺というのは、福祉会さんとどういってお話をされているのかお伺いします。

○委員長 多比良和伸君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 スケジュールというご質問でございました。昨日の補正予算の提案説明の中でも触れさせていただいておりますけれども、既に工事は実施されているところでございます。委員さんがおっしゃるとおり、ボイラー、この後冬を迎えるに

当たって、もちろんそれまでに終わらせなければいけないということですので、既にもう工事は始まっておりまして、今月いっぱい終わるようなスケジュールリングで進んでいる。ほぼほぼ今工事自体は完成に近づいているということでご報告を受けているところでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そもそも論なのですけれども、このボイラーは部屋の断熱用という理解でよろしいのですか、それとも何か給水の温水とかのものも含まれているということなのですか。その辺はいかがですか。

○委員長 多比良和伸君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 福祉複合施設のボイラーにつきましては、もちろん給湯、暖房全てを賄っているボイラー2基ということでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 最近目に見えて朝晩の冷え込みも厳しくなってきた中で、さきの大地震によって今節電というようなことが取り沙汰されているわけですから、例えばこういったボイラーの修繕が遅くなればなるほどというか、今の季節でも朝晩寒いわけですから、かわりの電気暖房機とかを使えるかとなるとなかなかそういう事情が今とりづらくなっている。これは、決して誰のせいというわけではないのですけれども、たまたまそういう悪い状況が重なっているものもあるものですから、この辺は予算が通る前にもう工事には着工しているということだったのですけれども、さりとて行政はお金を出して終わりではないと思いますので、それに今までも定期的に福祉会さんとはいろんなお話をされていると思いますから、今後も何か問題があれば情報交換をして、全ては行政が担えるとは思っておりませんが、またそれであっては困ると思いますので、その辺はしっかりと連携をしてやっていっていただきたいと思います。

終わります。

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以降につきましては休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時06分

○委員長 多比良和伸君 休憩中の委員会を再開します。

20ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、20ページ、第3款民生費、第3項生活保護費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

22 ページ、第6 款農林費、第1 項農業費、質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 まず、23 ページの農業振興事業に要する経費ということで52 万円ほど上がっていて、これは大雪による農業ハウスが倒壊したということで、その補助を出す、道からの補助金の支援をそのままそっくり渡すというような提案説明があったのですけれども、これって対象戸数的にはどれぐらいになって、どの地域の方、具体的な個人情報はいいのですけれども、そういったようなところがわかれば教えていただきたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 今回補助をする対象農家につきましては、2 戸の農家で、ハウスが3 棟になります。地域につきましては、富平地区が1 件で、東豊沼地区が1 件ということになっております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これは、補助を出すに当たってということなののですけれども、いろいろ補助には要件といったようなものがあると思うのですけれども、大雪は一つの災害ですから、それに基づいて出す補助なのですが、この2 戸以外というのは大雪による被害が特になかったのかどうか。仮に被害があったとしても補助を求めるところと求めないところとあると思うのですけれども、その辺の要望はどういうようなものが砂川市全体であったのかというのがわかれば教えていただきたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 本年2 月の大雪による被災状況につきましては、市全体で6 戸の農家で被災されております。そのうち6 戸、7 棟のハウスの被害でございます。そのうち1 戸、1 棟につきましては、経営規模の縮小をするという形でハウスを修繕しないということを言われております。今回経営体育成支援事業で補助する農家につきましては2 戸ということなののですけれども、残りの3 戸につきましては別の補助メニューがございまして、大雪対応産地緊急支援事業という国の別メニューがございまして、これにつきましては農協が事業実施主体となって現在補助金額として137 万円、これが国から交付される予定でございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 わかりました。

次に、農業農村整備に要する経費のところ、東豊沼地区の農業用排水路ゲート設置工事費ということで104 万6,000 円ほど上がっているのですが、提案説明も十分聞き取れなかったところがあって、奈井江との間の白山地区ですか、ああいったところの水を南8 号線のほうのかんがい用水のほうに逃がすと言ったように聞こえたのですけれども、もうちょっとその辺を再度になってしまうのですけれども、詳しく説明をお願いしたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 今回のゲート設置工事でございますけれども、豊栄町の水害対策としまして来年度より南7号線、東一線の農業用排水路の改修を予定しているところでございますが、排水量削減の対策の一つとしまして、現在奈井江水利組合が農業用水として奈井江町白山地区、豊沼奈江川から取水をしております。場所的にはちょうど奈井江温泉の裏あたり、その川から取水をして奈井江町の水田へ水を供給しております。その水が下流に流れてきまして、南8号線、これは砂川と奈井江の境の道路になるのですけれども、その部分で北海灌漑溝を横断して、そして砂川に入りまして砂川の水田に水を供給し、そして南7号線の排水路を通りまして、奈江川5号樋門、いつもあふれるところでございますけれども、あそこで排水されてまた川に戻るという用水がございます。この用水なのですけれども、大雨が降ったときには排水路として奈井江からの田んぼの水だとか、そういうものが全て南7号線の流末まで来るという形で、その水を大雨時には用水、田んぼの水も必要ございませんので、大雨時について灌漑溝を横断する手前でゲートを設置して、その雨水排水、それを北海幹線用水路、北海灌漑溝に落としてしまおう。そうすることによって排水量も削減されますし、下流域の浸水対策にも効果があるのではないかと考えてございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この予算が通ったら、工事に入っていくわけなのですけれども、そうすると降雪する前にもうこの年内に工事は完了するという理解でよろしいのですか。

○委員長 多比良和伸君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 もう既に9月に入っており、用水のほうは使われておりませんので、雪が降る前に工事は完了していく予定でございます。

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

24ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

同じく24ページ、第8款土木費、第4項都市計画費、質疑ありませんか。

増山裕司委員。

○増山裕司委員 JR砂川駅設備改善事業に要する経費132万9,000円に関して伺います。

きのうの提案説明と小黒議員との総括質疑の中でいろいろわかってきたのですけれども、いま一度聞きそびれたところもありまして、確認の意味で伺いますけれども、待合室、風除室のイメージというのは収容人数だとか、大まかなイメージについてどのようなイメージでいるのか、その辺についてまず伺いたいのですけれども。

○委員長 多比良和伸君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 ただいま風除室のことについてのご質問だと思いますが、風除室につきましてはおおむね今の駅のホームが5メートル50ぐらいしかありませんので、JRさんとの協議の中では幅は2メートル程度、奥行きは4メートル程度というところで、これから詳細設計は測量して、それは細かな寸法は決まっていくのですけれども、イメージとしてはそういう形の待合室式風除室を設置していきたいと考えております。中には座れるような形、それと車椅子、こちらも入れるような形を今は検討しているところでございます。

〔「何人ぐらい」との声あり〕

人数的には、椅子の形だとか形状だとか、立ってだとか、車椅子の形とかというのがありますので、こちらについては今後検討していきたいと思っておりますが、大体そういうような形で検討というところでございます。

○委員長 多比良和伸君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 わかりました。

それで、でき上がるのはいつごろなのでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 JRのほうからは、冬期間の工事は今の駅のホームが盛り土式なものですから、また冬期間の電気が通っている関係がありますので、それが切れないというようなことも障害になっておりますので、それは冬期間はだめですよということになりますので、完成につきましては31年度、来年度になると考えているところでございます。

○委員長 多比良和伸君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 来年度の秋ごろですか。

○委員長 多比良和伸君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 来年の秋までには完成する予定でいるところでございます。

○委員長 多比良和伸君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 次に、エレベーターに関してなのですが、きのうの答弁の中では市民に具体的に説明できる状況にないというような答弁があったと思うのですが、そうすると今後の見通しはまだスケジュールだとか、そういった段階ではないですと。どうなるかまだわかりませんというような状況でよろしいのでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 予算にないので。

増山裕司委員。

○増山裕司委員 失礼いたしました。では、風除室は来年の秋ごろにはでき上がっているという今のご説明なのですが、その後のスケジュールというのは今の段階で説明できるものはあるのでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 先ほど説明させていただきました風除室の完成は、遅くても来年の秋までということでございます。それから、きのうの答弁でも申し上げましたとおり、ただいまＪＲとの協議中でございますので、それ以外のことについてはまだお話しできるところまでには至っていないという状況でございます。

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

２６ページ、第１０款教育費、第４項社会教育費。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 昨日の提案説明の中でちょっと聞いておやと思ったのですけれども、聞き間違いだったら訂正をしていただきたいのですが、提案説明の中では新庁舎建設に当たり用地を買収するということはいいののですが、国の用地だったので購入、というような言い方をされたと思うのですけれども、それまでその購入する土地は国の用地だったということは認識がなかったということなのですか。ちょっと提案説明の言い方の問題だけなのかどうかということなのですか。その辺というのはいかがですか。

○委員長 多比良和伸君 社会教育課長。

○社会教育課長 今崎大三君 当該土地につきまして、国の用地という認識についてのご質疑だと思うのですけれども、この件につきましては当時こちらの公民館の図書館の工事を進めるという上で、当時は関連事項の確認を行った上で工事を実施したところでありますが、その時点では大丈夫ということで認識をし、支障なく工事を進めたところでありますが、結果的には国の用地を未取得のまま、または借地手続も漏れたような形でのこととなったところであります。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ということは、ちょっと私が聞いたのは新庁舎のところにかけてだったので、今出てきたものはもともと図書館とか公民館を建てる時に国の用地のところ建てて、そのときの処理というか、それがずっとほったらかしと言ったらあれですけれども、気づかないままきまして、今回市庁舎をあそこに建てるということになったときにあその用地を当然買わないといけないわけですから、気づいたという理解でよろしいのですか。

○委員長 多比良和伸君 社会教育課長。

○社会教育課長 今崎大三君 今回新庁舎を建設するに当たり、周辺の測量等を行った段階で国の敷地があるということが判明したことから、今回のこのようなこととなっております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうしたら、今まではそれがわからないままずっと使用していたということになると思うのですけれども、それに伴って別に何か、要は無断で借りていたような



形になるわけですよ。この後ある程度の年数とかさかのぼって国に何か支払いが生じるとか、そういったようなものは発生するおそれというのではないのですか。

○委員長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 まず、用地につきましては、公民館と図書館の全ての部分ではなくて一部になります。この部分につきましては、先ほど課長の答弁でもあったとおり、確認がされていないまま現在に至ったということで、約1,071平方メートルでございます。今回この借地、今まで国の用地の上に建っていた部分ですけれども、今回の補正予算の307万1,000円という計上をさせていただいた以降については、経費は発生しないということで国と協議を終えています。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ただ、今回庁舎建設があったからこれがわかったということですよ。非常に行政機関としても好ましいことではないと思いますので、ここだけではなくて、これは今教育費で上がっていますけれども、ほかにも市内の中でも同じような例があっても困ると思うのですけれども、こういったような一件が発覚してから、なかなか似たようなケースはないにしても点検だけはしっかりしたほうがいいのかと思うのですけれども、その辺というのは市としてはどうお考えになっているのですか。

○委員長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 もう既にかかなりの年数がたってからわかったという、こういう事態になってしまいましたけれども、各施設、今のところそのような状況はないということを確認しておりますので、今後も新たな施設の取得の関係についてはきちんと手続を踏んでやっていきたいと考えております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 教育費のところなので、ほかには触れませんが、ただ全市的にも教育施設以外であっても国とか道の土地とかを使っている部分というものもある可能性がある。かなり古くなっていればそのときに担当されていた方も退職されたり、余り古いと亡くなっている方もいらっしゃるかもしれませんので、こういうようなことが一件でも発生すれば、そのときにまた原点に立ち返って調査はしっかりするようにしていただきたいと思えます。

終わります。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今の件なのですけれども、私もお伺いするのは公民館の、今議案で附属説明資料がありますよね。今度買うところは斜線になっているところなのですけれども、上の丸とこの下がちょっと条、丁の関係でちょっとわからないのですけれども、実際の斜線のところというのは公民館か図書館の建物が建っている場所なのですか。

○委員長 多比良和伸君 社会教育課長。

○社会教育課長 今崎大三君 この土地につきましては、図書館の南側の市道北2丁目通りと、それから公民館の建っております北側の市道北3丁目通りに挟まれた土地の南北に約98メートル、東西で約11メートルの1,071.04平米となっているところであります。

○委員長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 ご質問の施設にかぶっているかという部分ですけれども、今面積につきましては課長のお答えしたとおりであります。まず、かかっている部分は公民館の東壁の部分あたりから東側に向かってインターロッキングの歩道がございます。そこまでが約11メートル、これが東西幅になります。ですから、公民館は建物的にはかかっておりませんが、国旗掲揚、市旗掲揚、それから駐輪場、花壇も含めて、そのような部分がかかっております。図書館につきましては、ちょうどその延長線になりまして、図書館の施設につきましては東側に公民館より出っ張っておりますので、その部分がかかるとい部分でございます。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 両方の図面を見ると、もしかすると建物にかかっていないで、道路っぽい部分だから確認がちょっと甘かったのかなとは思ったのですけれども、図書館に関しては完全に建物の中でやっているということになると、何でそのときに、今さらという話なのでしょうけれども、普通だったらその土地、底地が誰の土地かというのは建物を建てる時に確認申請なりなんなりで、私たちならとてもではない話だとは思うのですけれども、よくこんなことで建物が建ったなと思うのですけれども。その辺の事情というのはもう全然わからなかったのか、もし今回のこれを買おうというときにある程度そのところあたりまではさかのぼって調べたのではないかなとも思うので、その辺の事情をわかる範囲でいいのですけれども、お聞かせいただければと思います。

○委員長 多比良和伸君 社会教育課長。

○社会教育課長 今崎大三君 結果的には、国有地の土地というのは現在公民館の駐車場、大きな土地、ここでいきますと西7条北3丁目1の1、こちらのほうが公民館の駐車場となります。それから、西8条北3丁目1の1、こちらのほうが公民館、図書館が建っている敷地となりますけれども、こちらのほうに挟まれた大きな敷地ということで、そういうような形状であるため、確認漏れとなったということで認識をしております。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 もうちょっとずっと答えてもらえれば何ももう一回立たなくてもいいのだけれども、要するに図書館は完全に敷地に建物がかかっているわけだから、公民館の場合だったらまだ、でも外壁まで入ってしまっているということになればもうあれだけれども、そこら辺のいきさつが何もわかっていないので、今やっとわかったということなのか、そこだけ聞きたいのです。

○委員長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 過去の書類を見ましたら、ここの部分も全部市有地と多分勘違いをしてというか、そういう内容でやっておりましたので、結果的に確認漏れだったと思われま

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、28ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

同じく28ページ、第12款諸支出金、第2項特別会計繰出金、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。8ページから16ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 平成30年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### ◎散会宣告

○委員長 多比良和伸君 以上で本委員会に付託されました議案第5号から第8号、第1号から第4号までの各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会します。

散会 午前11時32分

委 員 長